

## 《令和 4 年第 3 回ふじみ野市議会定例会提出議案広報原稿》

【令和 4 年 8 月 29 日開会】

議案番号	件名	提案説明要旨
報告第 19 号	令和 3 年度ふじみ野市一般会計継続費精算報告書の報告について	<p>1 概要</p> <p>継続費に係る継続年度が終了したため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定に基づき、精算報告を行うものです。</p> <p>2 事業名等</p> <p>(1) 鶴ヶ丘放課後児童クラブ建設事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和 2 年度～令和 3 年度</li> <li>・予算額 115,623,000 円</li> <li>・決算額 113,712,500 円</li> </ul> <p>(2) 上福岡駅東口駅前広場整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和元年度～令和 3 年度</li> <li>・予算額 813,214,000 円</li> <li>・決算額 813,213,500 円</li> </ul> <p>(3) 西小学校校舎大規模改造事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続年度 令和元年度～令和 3 年度</li> <li>・予算額 958,920,000 円</li> <li>・決算額 958,919,404 円</li> </ul>
報告第 20 号	令和 3 年度ふじみ野市財政の健全化判断比率の報告について	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 3 年度ふじみ野市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告を行うものです。</p> <p>(1) 実質赤字比率 「－」</p> <p>(2) 連結実質赤字比率 「－」</p> <p>(3) 実質公債費比率 「1.8%」</p> <p>(4) 将来負担比率 「－」</p>
報告第 21 号	令和 3 年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率の報告について	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度ふじみ野市公営企業別資金不足比率を監査委員の意見を付し、市議会に報告するものです。</p> <p>(1) 水道事業会計</p> <p>資金不足比率 「－」</p>

		(2) 下水道事業会計 資金不足比率 「－」
第 72 号議案	令和 4 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 4 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、西文化施設整備事業において追加の工事が発生したことに伴い編成するものです。</p> <p>2 予算規模（債務負担行為の限度額）</p> <p>4 億円に物価変動による増減額、消費税及び地方消費税を加算した額 (令和 4 年度～令和 5 年度)</p>
第 73 号議案	令和 4 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 5 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことによるもの、新型コロナウイルス感染症への対応等緊急やむを得ないもの並びに制度改正及び事情変更により補正を余儀なくされるものについて編成するものです。</p> <p>なお、併せて令和 4 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う人件費の組替えを行うものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 437 億 7,752 万 9 千円 補正予算額 11 億 9,387 万 5 千円 補正後の予算総額 449 億 7,140 万 4 千円</p>
第 74 号議案	令和 4 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことなどにより編成するものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 95 億 4,631 万 5 千円 補正予算額 504 万 3 千円 補正後の予算総額 95 億 5,135 万 8 千円</p>
第 75 号議案	令和 4 年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	<p>1 総括</p> <p>本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことなどにより編成するものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 84 億 5,786 万 9 千円 補正予算額 2 億 9,447 万 4 千円 補正後の予算総額 87 億 5,234 万 3 千円</p>

第 76 号議案	令和 4 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	<p>1 総括 本補正予算は、前年度の出納が閉鎖したことなどにより編成するものです。</p> <p>2 予算規模 補正前の予算総額 15 億 5,811 万 1 千円 補正予算額 357 万 8 千円 補正後の予算総額 15 億 6,168 万 9 千円</p>
第 77 号議案	令和 4 年度ふじみ野市水道事業会計補正予算（第 1 号）	<p>1 総括 本補正予算は、事情変更により補正を余儀なくされるもの等緊急やむを得ないものについて編成するものです。</p> <p>2 予定額 収益的支出の予定額 補正前の予定額 17 億 9,784 万円 補正予定額 4,514 万 4 千円 補正後の予定額 18 億 4,298 万 4 千円</p>
第 78 号議案	令和 3 年度ふじみ野市一般会計歳入歳出決算の認定について	<p>1 歳入歳出執行状況 予算総額 533 億 728 万 8 千円 歳入決算総額 509 億 4,540 万 4 千円 収入率 95.6% 歳出決算総額 484 億 2,239 万 5 千円 執行率 90.8% 翌年度繰越財源 5 億 8,239 万 5 千円 実質収支額 19 億 4,061 万 3 千円</p>
第 79 号議案	令和 3 年度ふじみ野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	<p>1 歳入歳出執行状況 予算総額 101 億 7,641 万 9 千円 歳入決算総額 99 億 1,449 万 8 千円 収入率 97.43% 歳出決算総額 96 億 7,182 万 6 千円 執行率 95.04% 翌年度繰越財源 0 千円 実質収支額 2 億 4,267 万 2 千円</p>
第 80 号議案	令和 3 年度ふじみ野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	<p>1 歳入歳出執行状況 予算総額 84 億 6,779 万 6 千円 歳入決算総額 83 億 2,245 万 5 千円 収入率 98.3% 歳出決算総額 80 億 2,185 万 7 千円</p>

		執行率 94.7% 翌年度繰越財源 0千円 実質収支額 3億 59万7千円
第 81 号議案	令和 3 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	1 歳入歳出執行状況 予算総額 13億9,258万3千円 歳入決算総額 13億6,436万6千円 収入率 97.97% 歳出決算総額 13億6,078万9千円 執行率 97.71% 翌年度繰越財源 0千円 実質収支額 357万7千円
第 82 号議案	令和 3 年度ふじみ野市水道事業会計決算の認定について	1 収益的収入支出執行状況 収益的収入予算総額 17億6,530万9千円 収益的収入決算総額 18億3,261万7千円 収入率 103.8% 収益的支出予算総額 17億3,220万5千円 収益的支出決算総額 16億4,381万3千円 執行率 94.9% 当年度純利益 1億6,369万5千円 2 資本的収入支出執行状況 資本的収入予算総額 3,271万円 資本的収入決算総額 2,781万円 収入率 85.0% 資本的支出予算総額 5億7,827万円 資本的支出決算総額 5億 828万1千円 執行率 87.9% 翌年度繰越額 2,720万円
第 83 号議案	令和 3 年度ふじみ野市下水道事業会計決算の認定について	1 収益的収入支出執行状況 収益的収入予算総額 18億1,541万円 収益的収入決算総額 18億 949万8千円 収入率 99.7% 収益的支出予算総額 16億2,833万1千円 収益的支出決算総額 15億3,033万6千円 執行率 94.0% 当年度純利益 2億6,899万7千円 2 資本的収入支出執行状況 資本的収入予算総額 2億4,255万1千円

		資本的収入決算総額 1億5,077万8千円 収入率 62.2% 資本的支出予算総額 4億4,394万6千円 資本的支出決算総額 3億5,806万9千円 執行率 80.7% 翌年度繰越額 2,939万円
第 84 号議案	ふじみ野市手数料条例等の一部を改正する条例	1 改正理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 44 号）及び住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）の施行に伴い、ふじみ野市手数料条例等の一部を改正するものです。 2 改正内容 仮設建築物について引用している規定の改定、既存建築物に対する長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の規定を追加等するものです。 3 施行年月日 令和 4 年 10 月 1 日 （一部については令和 5 年 2 月 20 日）
第 85 号議案	ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びふじみ野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1 改正理由 地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、仕事と家庭生活における一層の両立支援を図るため、育児参加のための休暇の対象期間拡大、育児休業の取得回数の制限緩和等の改正を行うものです。 2 改正内容 育児参加のための休暇の対象期間を、出産の日以後 1 年まで（現行：産後 8 週間）に拡大、また、育児休業を原則 2 回（現行：原則 1 回）、子の出生後 8 週間以内に育児休業を 2 回（現行：1 回）まで取得可能とするなどの育児休業の取得回数制限の

		<p>緩和等に伴い必要な改正をするものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 4 年 10 月 1 日</p>
第 86 号議案	財産の取得について	<p>1 提案理由 PC ルーム等に導入し、GIGA スクール構 想に合わせて児童生徒に整備したタブレッ ト端末 490 台のリースが切れるため、それ に伴い、児童生徒の将来推計のピークに合 わせ 540 台のタブレット端末を購入するも のです。</p> <p>2 取得金額 金 30,499,200 円 (税抜き) 金 33,549,120 円 (税込み)</p> <p>3 取得期限 契約確定日から令和 4 年 11 月 30 日まで</p> <p>4 契約の相手方 埼玉県狭山市狭山台四丁目 22 番 2 号 日本情報システム株式会社 代表取締役 肥沼 佑樹</p> <p>5 業者選定方法 随意契約</p> <p>6 財産の種類及び数量 タブレット端末 540 台</p>
第 87 号議案	ふじみ野市道路線の変更 について	<p>1 提案理由 上沢勝瀬通り線整備事業に伴い、路線の 終点に変更が生じたため、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 10 条第 3 項の規定に 基づき、市道路線の変更について、議会の 議決を求めるものです。</p> <p>2 変更する市道路線 市道幹線 6 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市苗間地内</p> <p>4 幅員及び延長 変更前 4.95～21.23m / 1,094.64m 変更後 6.00～21.23m / 1,067.17m</p> <p>5 供用開始年月</p>

		令和 5 年 3 月下旬（予定）
第 88 号議案	ふじみ野市道路線の認定 について	<p>1 提案理由 国道 254 号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に伴い、事業計画に基づく道路を新設するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 B-185 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市福岡新田地内</p> <p>4 幅員及び延長 8.09～39.15m / 133.56m</p> <p>5 供用開始年月 令和 5 年 7 月上旬（予定）</p>
第 89 号議案	ふじみ野市道路線の認定 について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 D-218 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市市沢一丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 5.00～9.25m / 18.29m</p> <p>5 供用開始年月 令和 4 年 9 月下旬（予定）</p>
第 90 号議案	ふじみ野市道路線の認定 について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線</p>

		<p>市道 D-219 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市苗間地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20～8.46m / 154.27m</p> <p>5 供用開始年月 令和 4 年 9 月下旬（予定）</p>
第 91 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 上沢勝瀬通り線整備事業に伴い、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 D-220 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市苗間地内</p> <p>4 幅員及び延長 5.13～6.57m / 22.55m</p> <p>5 供用開始年月 令和 5 年 3 月下旬（予定）</p>
第 92 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地が帰属したため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 E-262 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市亀久保四丁目地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.00～8.42m / 24.68m</p> <p>5 供用開始年月 令和 4 年 9 月下旬（予定）</p>
第 93 号議案	教育委員会委員の任命について	<p>1 提案理由 教育委員会委員丸山昇氏が令和 4 年 11 月 24 日をもって任期満了となるため、後</p>

		<p>任として、吉野榮氏を教育委員会委員に任命したいので、市議会の同意を求めるものです。</p> <p>2 候補者名 吉野榮氏</p> <p>3 任期 令和 4 年 11 月 25 日から 令和 8 年 11 月 24 日まで</p>
--	--	---